

スポーツ施設・文化施設の 利用者登録の更新手続きを行って下さい

施設予約システムから左下の施設を予約する際に必要な利用者登録の有効期限は、3月31日(日)です。引き続き施設を利用するには更新手続きが必要です。

【受付期間】2月1日(金)～28日(木)。なお、この期間に申請した分は、3月15日(金)までに更新作業を終了します。※3月以降も更新申請の受け付けは随時行います。

【申請方法】利用する施設の窓口で「施設利用・登録申請書」(団体の場合は団体登録名簿も)を記入の上、申請してください。なお、登録申請書は市ホームページの施設予約

システムからも取得できます。【注意】複数の文化施設に申請を希望する場合でも、主にシステムから取得できます。

施設名	電話番号
わくわく健康プラザ	477・1115
生涯学習センター	473・7811
市民プラザ・市民ひろば・スペース105	470・7813 (市民プラザ)
西部地域センター	471・7210
東部地域センター	470・8020
南部地域センター	451・2021
スポーツセンター・学校施設開放(校庭・体育館)・テニスコート・野球場・運動広場・ゲートボール場・野外訓練施設・青少年センター	470・7900 (スポーツセンター)

に利用する窓口の1カ所です。申請していただくだけで結構です。ただし、スポーツ施設については別途「利用者登録」の申請が必要です。▼施設使用料の減免申請は、利用する施設ごとに申請してください。詳しくは各対象施設へ。

2月は児童手当・児童育成手当・ひとり親家庭住宅手当の定例払月です

30年10月～31年1月分の手当を指定預金口座へ振り込みます。【振込予定日】児童手当Ⅱ2月8日(金) ▼児童育成手当Ⅱ2月12日(火) ▼ひとり親家庭住宅手当Ⅱ2月14日(木) ※金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

「広報ひがくるめ」に 広告を掲載しませんか

市内全戸配布(約5万3500部)の「広報ひがくるめ」に、広告を掲載してみませんか。【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動意見広告と個人宣伝などは除きます。【掲載料】1枠(1号当たり)4万円。【掲載期】8月15日号を除く各月15日号(1月は7日号)以内。カラー刷り。8面(8ページ建ての場合)の下部に掲載。2枠あり。※広告デザインは広告主に作成していただきます。EP形式またはPDF形式で提出してください。

健康づくり推進協議会の 委員を募集します

東久留米市健康づくり推進協議会は、健康づくりに関係する機関(団体)の代表と、公募による市民2人の計14人で構成され、市民の健康を保持増進するために、健康づくりに関する検討を行います。【任期】4月1日～33年3月31日の2年間。【定員】2人。【応募資格】市内在住で20歳以上の方。申し込みは2月28日(木)までに(必着)、「健康づくりについて」の考えを800字以内にとり、住所・氏名・年齢・電話番号・職業を記入の上、〒203-0033、滝山4-3-14、わくわく健康プラザ内、健康課保健サービズ係宛て郵送を。詳しくは同係 ☎477・0022へ。

都営住宅の入居者を 募集します

【募集の種類・対象】①家族向け(ポイント方式) ②単身者向け(抽せん方式) ③シングル(抽せん方式) ④居室内で病死等があった住宅など(抽せん方式) ※①～④のそれぞれに申し込み資格があります。詳細は募集案内をご確認ください。【募集案内の配布期間・場所】土曜・日曜日、祝日を除く2月4日(月)～13日(水) ※都計画課(市役所5階)へ、都市計画課(市役所5階)へ、送る。詳しくは同公社募集センター ☎03・3498・889 都庁案内所、都内各市区役所、町村役場、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、同公社各窓口センターで、なお、日、祝日を除く2月9日(土)～11日(祝)申し込みは2月15日(金)までの祝日を除く月曜～金曜日の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、応募書類を直接児童青少年課(市役所2階)へ持参してください。

募集



【児童厚生員(非常勤嘱託員)】(非常勤勤務) 4月1日(月)～32年3月31日(火) (条件付きで再度任用の場合あり) 【勤務時間】月124時間(変則勤務あり)。祝日を除く月曜～土曜日、午前8時15分～午後6時の間の4～7時間のシフト勤務。【勤務内容】児童保育所における児童の育成支援など。【応募資格】保育士、幼稚園小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校教諭の有資格者または児童厚生員一・二級指導員。【報酬】月額2万2900円(予定)(交通費相当額は別途支給) 【応募書類】①履歴書(写真貼付) ②資格証明書の写し ③「児童保育所における児童厚生員の役割」についての考えや意見を原稿用紙で800字以内にとり、小論文文。申し込みは2月15日(金)までの祝日を除く月曜～金曜日の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、応募書類を直接児童青少年課(市役所2階)へ持参してください。

児童厚生員

【任用期間】4月1日(月)～9月30日(月) (条件付きで再度任用の場合あり) 【勤務時間】月75時間程度(変則勤務あり)。祝日を除く月曜～土曜日、午前8時15分～午後6時の間の4～7時間のシフト勤務。【勤務内容】児童保育所における児童の育成支援など。【応募資格】次の①～③のいずれかに該当する方。①教員免許を持つ方または取得見込みの方(免許の種類は問いません) ②特別支援学校、特別支援学級において介助員の経歴のある方 ③体力に自信がある方。【賃金】時給1240円(交通費相当額は別途支給) 申し込みは2月15日(金)までの祝日を除く月曜～金曜日の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、応募書類を直接児童青少年課(市役所2階)へ持参してください。

【任用期間】6カ月以内(更新の場合あり)。ただし、学校の長期休業中は任用しません。【勤務時間】1日6時間半以内で週5日以内。ただし、学校によって勤務日数・勤務時間が異なります。【勤務内容】市立小・中学校の特別支援学級などでの児童・生徒の支援と安全確保。【応募資格】次の①～③のいずれかに該当する方。①教員免許を持つ方または取得見込みの方(免許の種類は問いません) ②特別支援学校、特別支援学級において介助員の経歴のある方 ③体力に自信がある方。【賃金】時給1240円(交通費相当額は別途支給) 申し込みは2月15日(金)までの祝日を除く月曜～金曜日の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、応募書類を直接児童青少年課(市役所2階)へ持参してください。

【任用期間】4月1日(月)～9月30日(月) (以降更新の場合あり) 【勤務時間】月1～4日程度。【勤務場所】子ども家庭支援センターまたは地域子ども家庭支援センター上の原。【業務内容】子ども家庭支援センター事業での保育業務。【資格】保育士。【募集人数】若干名。【賃金】市の規定による。申し込みは2月15日(金)までの祝日を除く月曜～金曜日の午前8時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、応募書類を直接児童青少年課(市役所2階)へ持参してください。

手話通訳者登録試験を 実施します

市では、聴覚や言語に障害のある方が、家庭生活や社会生活を支障なく送れるように「コミュニケーション支援事業(手話通訳者派遣事業)」を行っています。次の通り、手話通訳者として登録していただける方に必要登録試験を実施します。【試験日時】3月9日(土)午前9時～正午。【会場】市役所7階701。申し込みは2月4日(月)～22日(金)に、認め印を持参の上、障害福祉課(市役所1階)へ。詳しくは同課地域支援係 ☎470・7747へ。

2月9日(土)・10日(日)は 終日市役所本庁舎を閉館します

2月9日(土)・10日(日)は、市庁舎内電気設備の更新工事を行うため、館内は停電とな